様式第14（第35条第２項関係）

表　　面

8センチメートル

第　　号

産業標準化法第54条第１項及び第74項第１項の規定による立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書

3センチメートル

4センチメートル

写真

6センチメートル

所属

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

押出スタンプ

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長　印

裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第74条　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第35条第１項から第３項までの規定による立入検査又は第54条第１項の規定による立入検査（第33条第１項又は第37条第６項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

５　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二十三条から第二十六条までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項（同法第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令の一部を改正する省令

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令	工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令
（登録の区分）	（登録の区分）
第一条　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工業品（法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。）又は電磁的記録（法第二条第一項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る日本産業規格に規定する試験方法とする。ただし、二以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないもの（主務大臣が経済産業大臣である場合にあっては、告示で定めるものに限る。）は、一区分として扱うものとする。	**第一条**　工業標準化法（以下「法」という。）第五十七条第一項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工業品に係る日本工業規格に規定する試験方法とする。ただし、二以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないもの（主務大臣が経済産業大臣である場合にあっては、告示で定めるものに限る。）は、一区分として扱うものとする。
（登録の申請）	（登録の申請）
第二条　法第五十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、主務大臣（法第七十二条第三項及び第四項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下	**第二条**　法第五十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書に次の書類を添えて、主務大臣（法第六十九条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」